

『都留市男女共同参画推進委員の委嘱を受けて』

都留市広報二月号にて男女共同参画推進委員の公募の知らせを見て、男女共同参画社会について常日頃より思っていることをこの機会に活かそうと思ひ委員となりました。我が国においては、古代より男尊女卑の風習が強く残っており、これが一般に当然のことと受け止められていました。第二次大戦も終戦を迎え、我が国は連合軍の進駐により、大変革が試みられました。男女同権、それに婦人参政権などが怒涛のごとく覆いかかってきたのであります。

五里霧中、右往左往の状態でありました。国会を始め都道府県会、市町村会など多数の婦人がそれぞれの選挙に立候補し、多数の議員が誕生し、男性ばかりの議会に明るさを呼び戻す好印象を与えました。

婦人参政権や育児・介護休業法など法律や制度の面においては、男女共同参画社会が実現されつつあります。しかしながら、現在、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など我が国の社会経済情勢も急速に変化しています。そこで、男女同権と社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であります。

また、国においては、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。この男女共同参画社会の実現に向かって、男女共同参画推進委員会も平成十二年度からスタートし、市条例の制定や男女共同参画都市宣言など全国でも有数で活発な活動を展開してきました。

私ごとながら、県広報で男女共同参画社会を推進するためのキャッチフレーズの募集を知り、男女共同参画に係る委員として良い機会と思ひ投稿を決意しました。抽象的題材をどう切り出すか大変苦心しましたが、男女間の共同参画は、学校、地域社会はもとより、まずは家庭であり、次は職場であると思ひ、次のようなキャッチフレーズを作ることができました。

『家庭で 職場で 男女ふたりで築くユートピア』

先日、入賞一席の通知を受け、六月七日、県民文化ホールにて開催された山梨県男女共同参画推進県民フォーラムで表彰されました。これを励みにより一層これからも男女共同参画問題に取り組み、明るい、住み良い都留市を目指して勉強していきたいと願うこととさせていただきます。



【参考1】・・・「地方議員に占める女性」
平成十三年末時点における全国の地方議員のうち女性は、前年より一六五人増え、四、一四七人おり、全体の六・七%を占めています。ちなみに、四、一七四人の内訳としては、都道府県議が一六三人、市区町村議が三、九八四人。また、女性知事は三人、市長は三人、町村長は四人います。

【参考2】・・・「男女共同参画社会」とは
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

「育児・介護休業法改正」
子どもの看護に休暇制度 残業制限は男女とも導入
育児休業法がスタートして十年。大幅に改正された育児・介護休業法が、この四月から全面施行されました。新たに看護休暇制度が創設されるなど、少子化が進む中、仕事と家庭の両立の負担を軽くする法律として期待されています。育児・介護休業法はどのように変わったのか。今回は、改正の主なポイントを掲載します。

「育児・介護休業法」改正の主なポイント

改正後	改正前
育児や介護休業の申し出や取得を理由とする解雇や降格などの不利益な取り扱いの禁止	解雇のみ禁止
育児や家族介護を行う労働者の一カ月二十四時間、一年一五〇時間を超える時間外労働を制限	規定なし
勤務時間の短縮などの措置義務の対象が拡大。義務は三歳未満の子、努力義務は三歳以上小学校就学前まで	義務は一歳未満、努力義務は一歳以上小学校就学前まで
子の看護のための休暇措置の努力義務	規定なし
育児や家族介護を行う労働者の転勤への配慮	規定なし
仕事と家庭の両立を図るための取り組みを行う「職業家庭両立推進者」を事業主が選任する努力義務	規定なし